イタリアなどEU17カ国、地理的表示の海外保護で欧州委に共通戦略を要請

米国の通商政策や新たなネットドメインが、シャンパーニュ、プロセッコ、ゴルゴンゾーラなどの名称保護を弱める恐れがあると、イタリアなどEU17カ国が警告

2026年11月24日（火）



イタリアと他の欧州連合（EU）加盟16カ国は、第三国市場で地理的表示を守る共通戦略を策定するよう欧州委員会に求めた。米国の最近の動きやデジタルドメインをめぐる決定によって、原産地に結び付いた食品・飲料の名称を保護する欧州の主要制度の一つが弱体化する恐れがあると主張している。

11月23日（月）に発表された声明で、イタリアのフランチェスコ・ロッロブリジーダ農相は、原産地呼称を国際的な場や通商交渉で守るため、EUが連携して行動するよう各国が求めていると述べた。地理的表示を守ることは、農家の仕事と、製品とその産地との結び付きを守ることだと語った。

イタリア農業省によると、イタリアが提出した情報文書には、オーストリア、ブルガリア、キプロス、チェコ、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペインが賛同した。文書は、欧州でGI保護として知られる地理的表示制度を損なう恐れのある国際的な動きが複数あると警告している。

地理的表示は、特定の場所や生産方法と結び付いた名称を保護する法的制度だ。ワイン・蒸留酒業界では、製品と産地との公認された結び付きが価値を大きく左右する原産地呼称などがこれに当たる。海外でそうした名称が一般名称として扱われれば、生産者は価格プレミアムの低下や商業上の差別化の難化、輸出市場での法的不確実性の高まりに直面しかねない。

イタリア農業省は、主な懸念の一つとして米国を挙げた。同国では、Farm Billの改正と、2025年のSafeguarding American Food and Export Trade Yields Actにより、地理的表示を自由に使用できる「一般名称」に分類することが目指されている。イタリアなどの加盟国は、こうした方針が欧州の名称に対する既存の国際的保護を損ない、EUが保護対象製品の承認をすでに取り決めた国々との通商関係を複雑にする恐れがあると主張している。

同省はまた、米国がアルゼンチン、バングラデシュ、カンボジア、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、台湾の10カ国・地域と結んだ相互通商協定にも言及し、米国の立場がすでに対外通商政策に反映されている証拠だと指摘した。インドを含む他の国々とも同様の協議が進んでおり、EUがすでに発効させているメルコスールとの協定や、タイ、マレーシア、インドとの交渉中の協定と衝突するリスクが生じているという。

イタリア主導の取り組みが挙げたもう一つの懸念は、デジタル領域に関するものだ。同省によると、ICANN（インターネットの名前と番号を割り当てる機関）は、.asiago、.gorgonzola、.champagne、.porto、.budweiser、.cava、.tokajなど、欧州の名称に関連する新たな汎用インターネットドメインを割り当てた。欧州各国政府は、強力な保護措置なしにドメインが使われれば、商業上の不正使用や消費者の混乱につながる経路が新たに生まれかねないと懸念している。

ロッロブリジーダ農相は、イタリアの提案はEUに対し、法的保護、啓発活動、第三国との技術協力を組み合わせた包括的な戦略を採用するよう求めるものだと述べた。同省によると、狙いは裁判や通商交渉で欧州の名称を守ることだけでなく、現地の生産や地域振興と両立できる、より明確なルールや海外の認定制度を支援することにもある。

今回の動きは、EUが二国間協定を通じて地理的表示の保護を進めるなかで起きた。Fondazione QualivitaとOrigin Italiaによると、EUとインドネシアは2025年9月に交渉を終えた後、11月21日に包括的経済連携協定と投資保護協定に署名した。この協定は、通商関係を深め、障壁を減らし、知的財産保護を強化することを目的としている。

Qualivitaによると、地理的表示については、インドネシアでEUの名称221件、EUでインドネシアの名称72件が保護される。対象となる欧州の名称のうちイタリアのものは38件で、フランスに次いで多い。協定に含まれるイタリアの名称で最も多いのはワインで、保護対象の呼称は20件。チーズ9件、食肉製品5件、果物・野菜製品2件、食酢1件、蒸留酒1件が続く。

ワインの名称には、Asti、Barbaresco、Barolo、Brunello di Montalcino、Chianti、Conegliano Valdobbiadene-Prosecco、Franciacorta、Marsala、Montepulciano d’Abruzzo、Prosecco、Soave、Vino Nobile di Montepulcianoが含まれる。蒸留酒ではGrappaが対象だ。飲料業界にとって、この一覧は地理的表示の保護が欧州の輸出にいかに重要かを示している。海外市場で模倣されるリスクが高い製品の多くは、保護された産地名によって市場での地位を築いているワインや蒸留酒だ。

Qualivitaによると、EU・インドネシア協定の知的財産に関する章には、保護名称の不適切な商業利用、模倣、連想させる行為のほか、製品の原産地について消費者を誤認させる恐れのある行為を防ぐ規定が盛り込まれている。協定は違法な使用に対する行政・司法上の措置も定めており、将来的に保護対象の名称を追加する余地も残している。

ゴルゴンゾーラ、グラナ・パダーノ、パルミジャーノ・レッジャーノなど一部のイタリア製品は、すでに直接登録を通じてインドネシアで保護されており、新協定によって保護が強化される見通しだ。より広く見れば、欧州で地理的表示の保護を支持する人々は、こうした二国間協定を、他市場で保護名称を一般名称化しようとする動きへの実効的な対抗策と捉えている。

EU・インドネシア協定は、今後も国内の承認手続きを完了する必要がある。EU側では欧州議会の承認が含まれる。欧州委員会によると、必要な手続きが完了すれば、2027年の最初の数カ月に暫定適用が始まる可能性がある。

イタリア主導で欧州委に寄せられた要請は、加盟国が個別交渉を超え、通商政策、知的財産権の執行、オンラインガバナンスにまたがる、より統一的な対応をEUに求めていることを示している。名称に基づくブランド展開に依存するワイン、ビール、蒸留酒の生産者にとって、その結果は、保護ルールが一様でない市場への輸出が拡大するなか、名称をどれほど確実に守れるかを左右する可能性がある。